

# 起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議 長	副議長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
	/						
起 案 日	令和元年 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和元年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	元四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ( 公開 )		四万十市情報公開条例第9条に該当 ( )	
簿冊番号	04 - 05						
委員会名	<b>教 育 民 生 常 任 委 員 会</b>			会議年月日	令和元年9月18日(水)		
				会議時間	11時00分～12時30分		
出席委員	委 員 長	垣 内 孝 文					
	副 委 員 長	宮 本 幸 輝					
	委 員	宮 崎 努					
	委 員	川 淵 誠 司					
	委 長	上 岡 真 一		欠席委員			
	委 長	山 下 幸 子					
その他	委員外委員	上 岡 正 子		委員外委員 寺 尾 真 吾			
	〃	谷 田 道 子					
	〃	大 西 友 亮 佐					
執行部出席者	市民・人権課長	川 崎 一 広		市民病院事務局次長 竹 本 志 郎			
	〃 課長補佐	土 居 淳 海					
	〃 市民係長	藤 原 亜 紀					
	子育て支援課長	西 澤 和 史					
	環境生活課長	渡 邊 康					
	〃 課長補佐	濱 田 英 利					
	市民病院事務局長	池 田 哲 也					
事務局	事務局長	阿 部 定 佳					
	総務係長	桑 原 由 香					
記 録							
<p>令和元年9月定例会において、本委員会に付託を受けた議案4件及び陳情1件について委員会を開催しました。その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会。

●はじめに、市民病院事務局から報告を受けた。

**【説明：池田市民病院事務局長】**

昨年から市民病院に興味を持ってきていた医師が先週来院され、院長と事務局で対応した結果、10月7日から勤務していただくよう準備をしている。

詳細はまだ控えるが、東京都出身の内科医師で、現在は秋田県内の民間病院に勤務されている方。

温厚な人柄で地域医療に興味がある医師。長崎県の五島列島などで勤務されていたこともあり、市民病院の医師不足に少しでも貢献できれば、とおっしゃっている。

※質疑なく終了

●まず、第30号議案「四万十市立墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

**【説明：川崎市民・人権課長】**

平成2年から供用開始している四万十市立墓地「城北霊園」の406区画のうち、実質、墓碑を設置していない区画が86区画ほどある。許可を受けていたが、返還される方もいて、再度募集し、抽選会をしている。その際、10倍を超える申し込みを受けている。墓地がほしい方は多数いる。墓碑を建てていない方に、墓地を使用する意思があるかどうか考えてもらう機会を設けたいというのが改正の理由。従来は墓碑を建てていない方は永代使用料を全額還付していたが、一定期間の経過に応じて、永代使用料をお返ししない、という取扱いに改正を行うもの。もう1点、新たに使用を希望される方について、墓地として活用する必要性が生じた者に限る、という規定を条例に盛り込む。規則では、3年を目途に墓碑等を設置する見込みの方、と規定することを考えている。永代使用料は従来、未使用の場合は全額返還するという取扱いをしていたが、1年以内に返還された場合は全額還付、1年経過後2年以内に返還された方は半額還付、2年を超えるとお返ししない、という取扱いを条例上明記するもの。管理手数料についても、明確な規定を置き、月割計算で還付することとする。

**【質疑：川淵委員】**

1年経過後2年以内は半額還付するという、その必要性は。

**【答弁：川崎市民・人権課長】**

他市の取扱いはバラバラ。未使用の場合、1年以内は全額還付というのは、民事上の瑕疵担保の責任1年以内、というのを基準にした。平成13年度に消費者契約法が施行され、契約のなかで、消費者の権利を阻害するような損害賠償を除外する項目というのが、不法行為にあたるという解釈ができてきている。永代使用料の取扱いの留意点で、先例の裁判でも争われており、今までのように、全く還付しないという規定は法に抵触する可能性がある。

1年経過後2年以内半額還付の考え方については、平成26年に公益財団法人から公立墓地の取扱いということで出された報告書の使用料の返還の規定のなかで、未使用で2年もしくは3年以内に返還される場合については半額とする規定が最も多い、ということで、それを参考にした。

**【質疑：川淵委員】**

原則は還付しないとしたものを還付してきた。墓地を希望する人は今でも非常に多い。一刻も早く墓地を分け与えたいということであれば、1年あれば十分ではないかという気がする。

**【答弁：川崎市民・人権課長】**

自治体の考え方があるので、四万十市も2年以内は半額還付という規定は必ずしも置かなければいけないものではない。不要という判断であれば置く必要はないが、執行部としては宅建法の瑕疵担保は2年が多い。そういうものを目安としている。

**【質疑：宮崎委員】**

2点ききたい。条例変更は賛同できるものだと思うが、一回墓碑を建てたあと、更地にして返還した場合はどうなるのか。また、管理手数料について、お参りに来る人もなく放置された場合の取扱いは。

**【答弁：川崎市民・人権課長】**

管理手数料をお支払いいただけない場合は条例、規則に違反となるので、使用権を取り消しとなるが、現行そういう方はいない。お墓をお祭りする人がなくなった場合は、区画を市が代執行的な考え方で、空けることも必要になってくるのではないかと考えている。現在はそういう事案は発生していない。墓碑を一度建てた方は更地にして返還しても永代使用料は還付しない。

※他に質疑なく終了

挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

●続いて、第31号議案「四万十市印鑑条例の一部を改正する条例」について執行部から説明を受け審査を行った。

**【説明：川崎市民・人権課長】**

背景を説明すると、住民票、マイナンバーカード等への旧氏を併記できるようにするための住民基本台帳施行令の一部を改正する政令が本年4月17日に公布され、11月5日から施行。この政令改正は、社会において旧姓を使用しながら活躍する女性が増加するなか、さまざまな場面で旧姓を使用しやすくするという考えをもとに、住基、戸籍、マイナンバー関係は法令の規定によって改正されるが、印鑑登録制度は法律の規定に基づかず、それぞれの自治体が定める条例等を足掛かりとしてサービスが提供されてきている。住民票やマイナンバーの取扱いに準じて印鑑登録制度も旧氏を使用できるように改正するもの。婚姻や養子縁組等で氏が変わる方で、希望される方は、旧氏も登録要素として追加。また、登録印鑑も旧氏の印影で登録できるよう改正するもの。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第34号議案「四万十市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

**【説明：西澤子育て支援課長】**

国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」が施行されたことに伴い、この条例改正をするもの。

市内においてこの条例改正が適用される場所は、事業所内保育事業を行っている「キッズハウスどんぐり」さん、家庭的保育事業を行っている「めいはうす」さん、の2施設。内容としては、まず、代替保育の提供元としての小規模保育事業A型等の追加を行う。2点目は、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務を緩和する。3点目として、満3歳児以上を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除を行う。4点目として連携施設を確保しないことができる経過措置を5年延長する。全体事項として、「支給認定」という言葉を無償化に伴い「教育・保育給付認定」という言葉に改める。食事の提供に関する費用として、3歳児以上の保護者からの支払いを受け取る費用を規定する、という内容。代替保育の提供元や連携施設等については充足しているので、この条例の改正により影響はないが、将来、特定地域型保育事業が参入された場合に必要となる可能性があることから、今回改正するもの。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●続いて、第35号議案「四万十市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

**【説明：西澤子育て支援課長】**

国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が施行されたことに伴い条例改正を行うもの。適用となる事業所は、市内では事業所内保育事業を行っている「キッズハウスどんぐり」さん、家庭的保育事業を行っている「めいはうす」さんの2施設。内容については、4点ある。

1点目は、家庭的保育事業者等による連携施設の確保要件の緩和。卒園後の受入れについての連携施設の確保が困難であると認めた場合に、認可外保育施設等を連携施設として認める、というもの。これについては現在、2施設とも公立保育所を確保しているので充足している。2点目は保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保義務の免除。保育所型事業所内保育事業は、現在市内に施設はない。3歳以上を受け入れている事業所内保育事業の連携施設の確保は不要だが、将来にわたって必要になってくる規定で今回改正を行うもの。3点目は家庭的保育所の居宅以外での保育が行なわれている場合の自園調理の適用についての猶予期間を10年とするもの。これについても現在、家庭的保育事業では自園調理を行っているため、特にその部分の猶予は必要ないが、今後家庭的保育事業が開始される場合はこの規定が必要になる。4点目は、連携施設に関する経過措置期限の延長で、5年から10年に

なる。こちらも全国的には連携施設の要件が約 50%満たされていないという流れのなかで、国の基準が改正されたものだが、市内の事業所については充足されている。今後それらの事業が開始された場合、この規定が適用される、というもの。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、陳情受理番号第 1 号 「四万十川流域（三里島の宮地区）における大規模太陽光発電の建設を許可しないよう求める要望書」について、審査を行った。

**【説明：渡邊環境生活課長】**

現在までの経過は、平成 28 年 8 月 22 日に四万十市の景観計画に基づく届け出に対し勧告を行った。

県道からパネル等が望見されるので不適合。パネルが直線的に配置されており、河川景観を阻害しているため自然景観の保全の基準に不適合。パネルに関しては、メーカー情報では反射光が近隣への支障となる旨の注意書きが提示されており、工作物の色彩の基準に不適合。また、平成 28 年 9 月 1 日に県の四万十川条例に基づく申請に対しては、当該区域に盛土をするということで水害のおそれがある、ということで不許可とした。また、河床の環境の改変、生物の環境悪化を危惧する等の理由でも不許可とした。平成 30 年 2 月に第 2 回目の申請書、届出書が送付され即日受付した。平成 30 年 3 月に第 2 回目の景観計画に基づく届出に対し勧告を行う。これについても 1 回目と同様の理由で不適合。平成 30 年 2 月に県の条例についての申請がなされた。平成 30 年 7 月に、盛土はなくなったが、フェンス、ガードパイプ、パネル本体等が流出する恐れがある、景観も損ねるということで不許可としている。

今回の申請は平成 31 年 3 月に 2 事業者から申請が出てきた。令和元年 5 月に事業者が来庁した際、ガードパイプの高さやパネルを乗せるアレイ基礎の強度、植栽平面図、流出対策等について指摘。6 月に指摘事項の修正が届くが不備。7 月に再修正が届くが不備。8 月に再修正を指示した。8 月 21 日に修正を行った書類が出そうだが、竹の植栽方法について業者に問い合わせ、9 月に説明資料が届いた。7 月の 2 度目の勧告書について、パネルが望見される、河川景観を大きく阻害、という点においては、植栽による完全遮蔽。パネルの反射光については、反射率低減の太陽光パネルに変更された。

県条例による 2 度目の不許可通知で、「洪水時に流水部となる区域であり、水害を助長する。」「小規模の盛土により流路が左岸に移り、洗堀、佐田沈下橋下流の右岸側民地の崩壊が見られ、安全性の確保がされているとは言えない」としていたが、「平面に均す工法を用い、嵩上げは行われぬ。洪水時に一定の流水部としての役割が確保された。ガードパイプは想定水位より低かったが、それにかわり、防護柵となり、想定水位より 15 センチ程度高く、かつ周囲が囲われパネル等の流出の危険性が少なくなった。」とし、また、「重要文化的景観選定区域に隣接し人工的形態の工作物を設置することは四万十川の景観を著しく悪化させる懸念がある。」としていたが、「植栽により完全遮蔽」で見えなくなる。さらに、「人工的な素材の色彩及び反射性は周辺と調和しない。公共の場から望見できないように修景は地形上困難。地域住民との合意形成がなされていない。」としていたが、「植栽による完全遮蔽で見えなくなる。また、地域住民との合意形成は F I T 法によるガイドラインでは推奨事項、太陽光発電施設の設置、運営等に関するガイドラインではお願い事項であるため、景観計画に基づき、事業者の役割として協力を要請する。」としている。以上により、今後景観計画、県四万十川条例を満たせば四万十市としては許可をせざるを得ないということになる。

**【質疑：川淵委員】**

3 度目の申請だが、過去 2 回申請があった時、常に市民他から反対があつて、地域住民の合意形成がなされていない、というのがずっとついてきたが、今回もそれはついているのに、推奨事項で協力要請の問題であつて絶対条件ではないという言い方だが、今まではそうやってつっぱねてきたのに、今回だけ推奨事項で協力要請というのはおかしいのではないか。住民の意見を尊重しないと行政は成り立たないのではないか。そのあたり課長はどのように考えているか。

**【答弁：渡邊環境生活課長】**

従前は条例に沿っていない、住民とも合意できていない。ということもあつた。特に条例に沿っていなかったため、不許可としてきたが、今回一定認められるようになってきたので、住民の合意がないということだけで不許可とはしにくい。あくまでも推奨、協力を要請していくことしかできない。

**【質疑：川淵委員】**

納得できない。住民の理解なしにこんなことが進められるのか。ちょっと考えられない。取り組む、

というが、取り組んだ後にやっぱり、だめだったと、そういう判断をするときがあるということか。

【答弁：渡邊環境生活課長】

そういうことになる。基本的には住民への説明について、業者に強く働きかけていきたい。

【質疑：川淵委員】

だめだったときはどうするのか。

【答弁：渡邊環境生活課長】

だめだったときは、条例上の規定はないので、そのまま、ということになる。業者については強く求めていく、ということだけしかできない。

— 小休中 —

○不許可にしにくい、と課長は言ったが、「しにくい」ということは、「できる」ということか。  
(不許可にはできない。)

○委員全員、この要望書がだめだという人はいない。

○法律、法令に違反しない範囲でこれを不許可にする方法があるのか。(県条例にはない。)

○条例を作る側、条例を判断する側の我々が、条例に反して市長にこれを求めることが、果たして適当か。

○市が条例、法令に違反して不許可を出した場合、どういうことが起こりうるか。(多分、訴訟問題になる。)

○議員は市民の付託を受けて、市民の声を尊重する、それが我々の仕事。そういう声が多くある以上、それを受けてやるべき。

○心情的にはわかるが、議会も条例規則の中でやっている。

○四万十市の顧問弁護士に諮ったか。見解は。(事業者は地元住民への説明をきちんとさせるべきと言われた)

○業者は、許可が出た後、地元説明会に入ると言っている。

○技術的に全部遮蔽するというのはどうやって証明するのか。(図面上で)

○植栽は構造物に入らないのか。(入らない)

○遮蔽できても台風がきたら根こそぎ流れる可能性もある。100%遮蔽できて住民の合意がなければしてはいけない。

○行政の判断は条例に基づかないといけない。皆さんの気持ちはよくわかるが。条例に地域住民の合意がなければ絶対にできないと謳っていたらいいが、行政としては条例にのっとって、許可、不許可を判断するしかない。その後行政が監視をしていくしかやりようがない。

○県条例であるので、市議会議員の範疇ではない。後出しの条例改正はすべきでない。

— 正 会 —

「採択」か「趣旨採択」かについて、挙手採決の結果、賛成多数で趣旨採択とすべきものと決した。

■次に行政視察について協議した。

— 小休中 —

— 正 会 —

【垣内委員長】行政視察は10月23日から25日とし、視察先、調査項目については、札幌市で「札幌市立資生館小学校の取り組み」、苫小牧市において「認知症高齢者等の見守りSOSネットワーク事業」、「介護支援いきいきポイント事業」とする。

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。